

平成29年10月27日

保護者のみなさま

島本町立第一中学校  
校長 松本 剛

## 気象警報による措置について

平素は本校教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

島本町教育委員会では特別警報、警報発令時の対応を原則下記のように定めています。大阪府における特別警報、警報および注意報の区域に留意して、生徒の登校については下記の内容で判断ください。家庭において、くれぐれも安全に気をつけてお過ごしください。

### 記

- ・ 午前7時に**北大阪**または**島本町**に「暴風警報」が発令されている場合。  
→登校させないで警報が解除になるまで自宅にて待機させて下さい。
- ・ 午前7時に**北大阪**または**島本町**に「特別警報」が発令されている場合。  
→その日は臨時休校となります。
- ・ 午前9時までに「暴風警報」が解除された場合。  
→解除された時点で登校させて下さい。午前中授業となり、給食はありません。  
※帰宅後部活動等により午後に再登校させる場合があります。
- ・ 午前9時に「暴風警報」が解除されない場合。  
→その日は臨時休校となります。
- ・ 登校後に「暴風警報」が発令された場合。  
→速やかに下校させます。帰宅後は安全に配慮して出来るだけ外出させないで下さい。
- ・ 暴風警報以外の警報（大雨、洪水等）が発令されているときで、町から防災放送等で指示があるときは、それに従ってください。なお、強度の地震発生時につきましては、国・府・町等の関係機関からの警報・指示・避難命令等にしがってください。

※島本町に特別警報や暴風警報が午前7時の時点で発令されていれば、それ以降に警報が解除となり臨時休校とならない場合も当日の学校給食は中止となります。なお、中止分の給食費については返金せず、以後の給食献立に活用させていただきます。  
お弁当の準備等は必要ありません。（午前中授業）

以 上